

監 査 報 告 書

学校法人 関東学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

私たち学校法人関東学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人関東学院寄附行為第8条の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人関東学院の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、また、独立監査人（橋有限責任監査法人）及び内部監査人と連携を取り、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人関東学院の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況に関し、決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。
- (2) 計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業計算書類並びに財産目録は、学校法人関東学院の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

令和7年5月22日

学校法人 関東学院

監事

原 一平 

監事

平松友康 

監事

中嶋 弘雅 